

予防給付に係るケアマネジメントを委託できる
居宅介護支援事業所の承認について

予防給付に係るケアマネジメントを委託できる居宅介護支援事業所の承認について

■趣旨

地域包括支援センターの業務のひとつに要支援 1、2 の者のケアプラン作成業務がありますが、その業務については、地域包括支援センター設置運営要綱 7（3）に基づき、外部の居宅介護支援事業所へ委託することが可能です。

この委託先となる事業所については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」第 12 条第 1 項に基づき、「委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと」とされていることから、地域包括支援センター運営協議会を兼ねる当会議にて承認を求めるものです。

○居宅介護支援事業所が承認を受けるための要件

- 1 事業所に所属する介護支援専門員が、県、広域連合等の実施する介護支援専門員の研修を受講している。
- 2 当該事業者（事業所を運営している法人）が、都道府県又は保険者の指導に基づき返還金が生じていない、または返還金を完納していること。

予防給付に係るケアマネジメントを委託できる居宅介護支援事業所(案)

1 新規

NO	事業所番号	事業所名称		指定要件	
1	4074900368	法人名	有限会社ミラクル	県等の研修等を受講済み	○
		事業所名	ケアプランこの葉	介護給付費等の返還金なし	○
		所在地	福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿109番地2		
2	4070707858	法人名	合同会社Lien	県等の研修等を受講済み	○
		事業所名	ケアプラン りあん	介護給付費等の返還金なし	○
		所在地	福岡県北九州市八幡西区楠木二丁目17番36-101号		

2 届出事項の変更

NO	事業所番号	法人の名称	事業所名称	事業所所在地
1	新 旧			
2	新 旧			